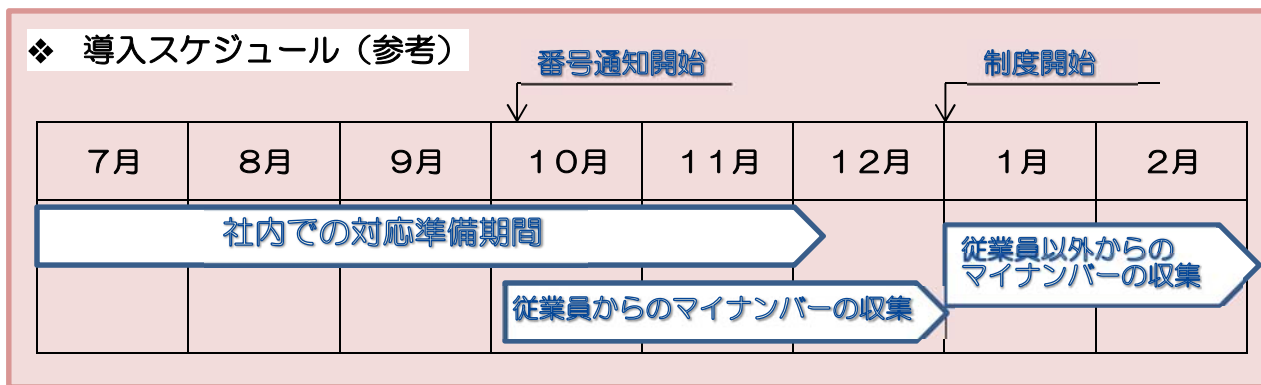


準備しましょうマイナンバー

平成 28 年 1 月より開始される「マイナンバー制度」。少しずつ国民の間に認知されるようになってきましたが、事業所の皆さんにとっては来年から始まる制度だからと静観してはいられません。今年 10 月の番号通知及び来年 1 月からの制度開始に備え、事前にマイナンバーへの対応の準備をする必要があります。

ここでは、法人や個人事業主が行っておくべき事前準備をご説明します。



制度開始にあたって、事業所での大まかなスケジュールは上のとおりですが、今後年内に行っておくべき準備は次のとおりですのでご確認ください。

☑ ① 社内体制の整備

小規模な会社や個人事業所では必要ないところもありますが、マイナンバー導入により影響を受けるのは人事総務部門のみならず、経理部門やシステム管理部門においても対応が必要となります。そうした部署においてそれぞれの主要なメンバーでチームを結成し、対応スケジュールの確認や役割分担を行うことをおすすめします。

☑ ② マイナンバー収集対象者のピックアップ

マイナンバーの収集をするのは従業員だけではなくありません。マイナンバーの確認が必要となる者としては以下が挙げられます。

- (1) 役員、従業員（パート・アルバイト含む）とその扶養家族
- (2) 取引先
- (3) 株主

(1)の従業員についてはもれなく全員ですが、(2)の取引先については、「報酬等の支払調書」や「不動産売買や賃借に係る支払調書」の作成をすべき支払先のことで、具体的には税理士や弁護士、社労士及び講演を依頼した講師等、また不動産を賃借している場合の貸主、不動産を買ったときの売主や仲介業者が対象となります。なお、(3)の株主については配当の支払いを行った場合にマイナンバーの収集が必要となります。

☑ ③ マイナンバーの取扱い方針の明確化と規定の整備

個人番号を含む特定個人情報の取扱いに係る基本方針を明確にし、就業規則に項目を追加するなど取扱規定を整備しておきましょう。なお、事業所としては個人番号を取得する従業員に対し、その利用目的を特定し、通知することが求められています。

☑ ④ 従業員への周知と教育

従業員に対しては、マイナンバー制度導入の説明と共に以下の事項を行うことをおすすめします。

(1) 通知カードの確実な受け取りと保管に関する説明

今年10月に役所から通知カードが住民票の住所に郵送されますが、現住所と住民票記載の住所が違ふことで受け取ることができないということが無い様に、場合によっては事前に住所変更の手続きを行ってもらったり、また届いた通知カードを紛失したりすることが無い様に注意喚起をしておきましょう。

(2) 従業員教育

制度施行前にマイナンバーの社内管理の重要性を伝えるとともに③で定めた社内の取扱いに関する規定の説明会を実施するなどの社内教育を行っておきましょう。

☑ ⑤ 安全管理措置の検討

法律上、特定個人情報の漏えいを防止する為に次の安全管理措置を講じなければならないとされています。

(1) 組織的安全管理措置：情報漏えい等の防止や事故発生時の対応等に備えた組織体制の整備など

(2) 人的安全管理措置：事務取扱担当者に対する継続的な監督と教育

(3) 物理的安全管理措置：PC等からのデータの盗難の防止など

(4) 技術的安全管理措置：外部からの不正アクセスの防止など

これらの安全管理対策は、従業員数100名以下の企業については要求水準が緩和されております。

なお、内容の詳細は「特定個人情報保護委員会」のサイトにガイドラインをご参照ください。

☑ ⑥ 給与ソフト等の対応

マイナンバー制度導入に合わせて、源泉徴収票などの公的な申請届出書類の各種様式が変更になりますので、それらに対応した給与計算ソフトや人事管理に関するソフトウェアを導入する必要があります。

市販ソフトであれば対応版へのバージョンアップで済むかもしれませんが、自社専用システムの場合は早めの対策が必要になるとともに、導入コストの予算取りを行ってください。

☑ ⑦ 委託先の体制確認と監督

多くの事業所においては給与計算や年末調整、社会保険の諸手続を税理士や社会保険労務士に委託されていると思いますが、そのような場合、自社で管理すべき特定個人情報をそれらの委託先も取り扱うことになるため、委託先においても委託者が果たすべき安全管理措置が講じられているかを監督しなければなりません。つまり、顧問先の皆様は私ども高田総合会計事務所を監督していただかないといけないということです。

なお、委託先がさらに業務を外部に再委託した場合はその再委託先についても監督しないといけないこととなります。



このように制度導入前の準備は多岐にわたり、各事業所においては時間的、金銭的に負担となることもあると思いますが、情報漏えいリスクを回避する為に是非お取組みください。また、顧問先の皆様同様、私ども高田総合会計事務所におきましても特定個人情報の取扱いについて万全の状態ですべての制度開始を迎えられるよう準備してまいります。

なお、10月からは実際に個人番号の収集業務が始まります。番号の収集には定められた方法がありますので、これについては次号でご紹介します。